

令和8年度給食室雑排水槽等清掃及び汚泥等運搬業務仕様書

1 仕様書の範囲

この仕様書は、川崎市委託単価契約約款第1条に規定する設計図書として、令和8年度給食室雑排水槽等清掃及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集運搬業務について定める。

2 実施場所

別紙「実施予定校一覧」及び発注者が指定する廃棄物処理施設

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 給食室内を含む排水関連施設清掃（計画的実施）

ア 給食室から学校敷地内の最終排水管（埋設管）までの排水経路上に存在する排水関連施設（給食室内シンク排水口、給食室内側溝、排水導入管、埋設管、グリストラップ、排水槽、排水ポンプ槽内等）内部付着物の高圧洗浄による除去。なお、付着物は完全に洗い落とすこと。特にグリストラップの金網に付着しているグリス等は完全に除去し、網目の詰まりを無くすこと。また、高圧洗浄は、清掃に適切な水圧により管内のグリス等を完全に洗い落とすこと。

イ 給食室内最終枦、グリストラップ、排水槽、排水ポンプ槽に堆積している汚泥、グリス等のバキュームによる汲み出し収集。

ウ 清掃時にグリストラップ等から汲み出し、ポリバケツ等において別途保管している汚泥、グリス等のバキュームによる吸引収集。

エ 収集した汚泥等の指定廃棄物処理施設への運搬。

指定廃棄物処理施設

株式会社京葉興業 神奈川支店（横浜市戸塚区上矢部町2160）

オ 業務終了後、産業廃棄物管理票を発注者へ提出すること。

カ 清掃作業前及び作業後の写真を撮影し、発注者へ提出すること。

キ 発注者から提供する施設図面と現況が異なる場合は、枦から枦までの距離を測り現況に即した施設図面を作成し、発注者へ提出すること。

ク 発注者が提供する日程調整表を基に、作業の実施日時を各学校と調整すること。また、調整後に日程表を作成し、作業実施1週間前までに発注者へ提出すること。

ケ 本業務は原則として、夏季休業期間については1日あたり6校程度、その他の期間については1日あたり3校程度を計画的に実施するものとする。

(2) 給食室内を含む排水関連施設清掃（緊急実施）

発注者から指示があった場合に、緊急対応として、4-(1)ア～キの業務を実施するものとする。

(3) グリストラップ等屋外排水関連施設清掃（緊急実施）

発注者から指示があった場合に、緊急対応として、次のとおり実施する。

ア 屋外に配置されている、学校敷地内の最終排水管（埋設管）までの排水経路上に存在する排水関連施設（埋設管、グリストラップ、排水槽、排水ポンプ槽内等）内部付着物の高圧洗浄による除去。なお、付着物は完全に洗い落とすこと。特にグリストラップの金網に付着しているグリス等は完全に除去し、網目の詰まりを無くすこと。また、高圧洗浄は、清掃に適切な水圧により管内のグリス等を完全に洗い落とすこと。

イ グリストラップ、排水槽、排水ポンプ槽に堆積している汚泥、グリス等のバキュームによる汲み出し収集。

以下、4-(1)ウ～キと同様とする。

5 想定実施回数

4-(1)の業務については、125回。長期休業等給食調理を実施しない期間に、別紙「実施予定校一覧」の学校の中から発注者が指示をした学校で実施すること。

4-(2)の業務については、6回。実施期間内に、別紙「実施予定校一覧」の学校の中から発注者が指示をした学校で実施すること。

4-(3)の業務については、5回。実施期間内に、別紙「実施予定校一覧」の学校の中から発注者が指示をした学校で実施すること。

合築校舎である子母口小学校及び東橋中学校並びにはるひ野小学校及びはるひ野中学校については、各々0.5回とする。

6 その他業務について

(1) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」とする。）の作成

受注者は、清掃作業開始前までにマニフェストを準備すること。また、マニフェストには、発注者が指示する事項をあらかじめ記入すること。なお、作成等に掛かる費用は、受注者の負担とする。

(2) マニフェストの交付等

ア 収集運搬した産業廃棄物と一緒にマニフェストを処分業者へ回付する。

イ 毎月10日までに、発注者が保存すべきマニフェストを発注者へ送付する。

ウ 受注者が保存すべきマニフェストは、5年間保存すること。

(3) 作業従事者の安全について

作業従事者の安全を確保すること。特にポンプ槽内の清掃時は、送風機を使用する等、安全対策を講じること。

(4) 産業廃棄物の収集運搬業務

受注者は、原則として運搬時に産業廃棄物の積替え又は保管を行うことはできない。ただし、受注者が積替え又は保管を含む収集運搬業の許可を有しており、かつ、発注者の承諾があった場合はこの限りではない。

(5) 受注者は、契約の履行にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号 以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めるものとする。

ア エコドライブ及び廃棄物の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

イ 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

ウ 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。

7 発注者の責務

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付すること。なお、発注者は、委託契約期間中、7-(1)の事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知すること。また、発注者は、上記の内容以外にも必要に応じて、適正処理に必要な情報を、受注者に提供すること。

(1) 産業廃棄物の適正処理に必要な情報

産業廃棄物の種類	汚泥・廃油
性状	液状・泥状
性状の変化	なし
荷姿	バキューム車
混合等により生ずる支障	なし
日本工業規格C0950号に関する事項	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし
水銀使用製品産業廃棄物の有無	なし

水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

8 産業廃棄物の種類、予定数量

産業廃棄物の種類	予定数量	単位
汚泥・廃油	70.28	m ³

9 受注者の事業範囲

(1) 受注者の収集運搬に関する事業範囲は次のとおりとする。

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市	神奈川県(川崎市)	神奈川県（横浜市）
許可番号	第 号	第 号
許可の有効期限	令和 年 月 日	令和 年 月 日
事業の区分		
事業の範囲		
許可の条件		
積替保管の可否		

(2) 受注者はこの事業範囲を証するものとして、積出地と運搬先の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付すること。

10 業務完了届の提出

受注者は、収集運搬業務が完了したときは、マニフェストの送付とは別に、川崎市委託単価契約約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。業務完了届は、前月に収集運搬を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日まで（ただし、3月分については3月末日まで）に提出するものとする。

11 契約の解除

発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の各項のいずれか又は川崎市委託単価契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、発注者受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

12 委託契約を解除した場合の処理しきれない産業廃棄物の取扱いに関する事項

川崎市委託単価契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で収集運搬した後でなければ、契約を解除することができない。

13 再委託の制限

- (1) 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の収集運搬業務を他人に再委託してはならない。
- (2) 13(1)の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物処理法施行令第6条の12第1号に基づく書面によりあらかじめ発注者の承諾を得て、同施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

14 その他

- (1) 履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例その他関係法令を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、作業の実施にあたっては、事故の発生することのないよう十分注意を払うものとする。
- (3) 作業の実施中に、受注者の責に帰すべき事由により、川崎市の建物、備品等に損害を与えた場合及び第三者に損害を与えた場合には、ただちにその旨を発注者に報告し、指示に従うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は仕様書の各項目に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者受注者協議して定めるものとする。